

議第179号

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例

京都市駐車場基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号オを削り、同条第2号中「京都市自転車等駐車場条例第2条第1項」を「次に掲げる規定」に改め、同号に次のように加える。

ア 京都市道路附属物自転車等駐車場条例第3条第1項

イ 京都市自転車等駐車場条例第2条第1項

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

京都市駐車場基金に、京都市道路附属物自転車等駐車場条例に規定する指定管理者が協定に基づき納付する金額のうち予算をもって定める金額を積み立てる等の必要があるので提案する。